

障がい者活躍推進計画

機関名	愛西市教育委員会
任命権者	愛西市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
障がい者雇用に関する課題	愛西市教育委員会においては、令和元年6月の障害者任免状況通報において、実雇用率が1.61%と、法定雇用率（2.5%）に達していないが、「法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数」は0名であった。 しかしながら、当市教育委員会の現在の障がい者である職員は1名である。このため、障がいである職員の定着と新規採用が課題となっている。
目標	
採用に関する目標	【実雇用率】法定雇用率以上 （参考） 令和元年6月1日時点の実雇用率：1.61% （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
定着に関する目標	なし ※今後、障がい者である正職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として市長部局の人事課長を選任する。 ○計画期間内に組織内の体制（産業医、障害者職業生活相談員等）を整備するとともに組織外の関係機関（市長部局（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等））、愛知労働局、津島公共職業安定所、その他）と連携体制を構築し、障がい者の活躍推進を実施できるように役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で情報共有する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○市長部局と連携し、現に勤務する障がい者や採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回職務整理表やアンケート等を活用した職務の選定及び創出について、検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○基礎的環境整備として、障がい者である職員の要望を踏まえて、環境整備を検討する。 ○定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○当該機関で正職員の募集・採用は予定していないが、在籍する雇用障害者数が前年度を下回らないよう市長部局と連携する。 ○非常勤職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 自力で通勤できることといった条件を設定する。 介助者なしで業務遂行が可能といった条件の設定をする。 「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。